質　　問　　書

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿
（健康推進課扱い）

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名

いばらき予防医学プラザ防火シャッター修繕工事に係る入札について、下記のとおり質問します。

記

○質問事項

一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿
（健康推進課扱い）

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名

令和８年　月　日付けで公告のあった下記業務に係る一般競争入札に参加したいので、入札に参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札公告のあった業務名

いばらき予防医学プラザ防火シャッター修繕工事

２　入札参加有資格者登録番号　　№

３　添付書類

①　一般競争入札参加資格確認資料

②　本店、支店又は営業所等の所在を確認できる書類（写し）

（表面）

一競争入札参加資格確認資料

入札希望　工事名：いばらき予防医学プラザ防火シャッター修繕工事
工事場所：茨城県水戸市笠原町 993－2　いばらき予防医学プラザ内

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(1) 令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。	はい・いいえ
(2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成７年茨城県告示第４７３号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。	はい・いいえ
(3) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。	はい・いいえ
(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）	はい・いいえ
(5) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。	はい・いいえ

(1)から(5)までの「はい・いいえ」欄には、該当するものに○印を付すこと。

※「いいえ」がある場合には、対象工事の入札には参加できない。

入　札　書

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿
（健康推進課扱い）

住　　所

商号又は名称

氏　　名　　印

仕様書及び図面等指示された事項を承知のうえ、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第15号）及び入札心得（平成９年茨城県告示第1141号）により下記のとおり入札します。

記

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額									

件　　名	いばらき予防医学プラザ防火シャッター修繕工事

くじ番号			

（ご注意）
1　入札書には改修費内訳書を添付すること。
2　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額（消費税等額抜き）を入札書に記載してください。
3　入札書に記載された金額の１００分の１１０に相当する金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとします。
4　金額の前に「￥」の記号を付してください。
5　くじ番号は、最低価格で同額の応札者が複数いた場合の抽選の際に使用しますので、任意の３桁の整数を記載してください。

一般競争入札辞退届

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿
（健康推進課扱い）

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

令和８年　月　日付けで公告のあった下記業務に係る一般競争入札について、都合により辞退します。

記

１　入札公告のあった業務名
　いばらき予防医学プラザ防火シャッター修繕工事

別記

工事費内訳書の提出について

この入札においては，入札に際し，入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。

- ◆ 工事費内訳書の提出のない者のした入札は，無効とします。
- ◆ 工事費内訳書は，別紙の作成例に準じて作成してください（様式は任意とする。）。ただし，作成例３については，予定価格が３，０００万円未満の場合のみに使用できるものとします。
- ◆ 工事費内訳書は，返却しません。また，提出された工事費内訳書の引換え，変更又は取消しは認めません。
- ◆ 工事費内訳書の提出は，契約上の権利義務を生じるものではありません。
- ◆ 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には，提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出します。

作成例１（１／２面）　工事費内訳書作成例（土木工事）

作成日：　　年　月　日

工事費内訳書

（工事番号）３０－００－０００－０－００１　（工事名称）道路改良工事

（商号又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代 表 者 名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事区分、工種、種別、細別、規格	数　量	単位	単 価	金 額	摘 要
道路改良				18,135,000	
道路土工				1,380,000	
掘削工				1,380,000	
土砂掘削	1,000	m3		300,000	
バックホウ掘削積込	1,000	m3	150	300,000	
路体盛土工				130,000	
流用土路体	2,000	m3	130	130,000	
不足土				950,000	
不足土搬入	1,000	m3		950,000	
不足土運搬(20km)	1,000	m3	950	950,000	
擁壁工				16,400,000	
作業土工				1,350,000	
床堀	600	m3	250	150,000	
埋戻し	600	m3	2,000	1,200,000	
現場打擁壁工				15,050,000	
均しコンクリート (18-8-25(高炉))	300	m3	1,600	480,000	
コンクリート (18-8-25(高炉))	400	m3	15,000	6,000,000	
型枠(均しコンクリート用)	40	m2	3,000	120,000	
型枠(擁壁本体用)	1,200	m2	7,000	8,400,000	
諸材料(目地材、水抜パイプ)	1	式	50,000	50,000	
仮設工				355,000	
工事用道路				355,000	
工事用道路盛土	500	m3	500	250,000	
路盤工(t=200mm)	100	m2	700	70,000	
敷鉄板設置・撤去	10	枚	1,500	15,000	
敷鉄板損料	10	枚	2,000	20,000	
直接工事費				18,135,000	
共通仮設				3,851,000	
共通仮設費(積上分)				651,000	
運搬費				651,000	
建設機械分解組立輸送費	1	式		400,000	
仮設材運搬・積込・取卸費	17	t	3,000	51,000	
現場環境改善費	1	式		200,000	
共通仮設費(率計上分)				3,200,000	
共通仮設費計				3,851,000	
純工事費				21,986,000	
現場管理費				5,801,000	
工事原価				27,787,000	
一般管理費等				3,700000	
契約保証費用				13,000	
工事費計				31,500,000	
見積価格(入札書の見積金額)				31,500,000	

見積価格のうち，現場労働者に関する健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額　　円

※作成にあたっては，次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

１　工事費内訳書は，入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第５条第１項関係様式第１号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり，適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。

２　A４版（縦使い又は，横使いいずれでも可）とする。また，複数枚になってもよい。

３　工事費内訳書は，作成日，工事番号，工事名称，商号又は名称・代表者名を記した表紙を別葉とすることができる。
　ただし，閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは，見積書を表紙として使用してはならない。

４　最下欄の見積価格は，入札（見積）書の見積金額と一致していること。

５　内訳は，各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし，閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は，この限りでない。））

６　当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価，金額欄を記入したものを添付してもよい。
　この場合，工事価格欄の摘要欄に，「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。
　なお，見積価格は，消費税相当額を含まない額とすること。

７　工事費内訳書は，積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて，「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。

８　工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち，現場労働者に関する健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。

９　工事費内訳書の記載に不備等があったときは，説明を求める場合がある。

作成例２（１／２面）

工事費内訳書作成例(建築版)

作成日:　　年 月 日

工 事 費 内 訳 書

(工事番号) 30－12－150－0－001　　(工事名称)〇〇〇棟新築工事

(商号又は名称)

(代表者名)

工事区分･工種･種別･細別･規格	数　量	単 位	金　　額	摘　要
直接工事				
直接仮設工事	1	式	7,313,800	
土工事	1	〃	23,265,025	
地業工事	1	〃	395,836	
コンクリート工事	1	〃	15,700,553	
型枠工事	1	〃	17,292,397	
鉄筋工事	1	〃	13,350,138	
鉄骨工事	1	〃	4,730,145	
既製コンクリート工事	1	〃	957,402	
防水工事	1	〃	3,632,152	
タイル工事	1	〃	2,634,231	
木工事	1	〃	4,345,543	
金属	1	〃	12,656,937	
雑工事	1	〃	15,340,000	
直接工事費計			121,614,159	
			121,614,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	9,026,000	
現場経費	1	〃	15,232,000	
一般管理費等	1	〃	19,140,000	
共通費計			43,398,000	
合 計			165,012,000	
見積価格			165,010,000	

見積価格のうち，現場労働者に関する健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額　　円

※作成にあたっては，次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

１　工事費内訳書は，入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第５条第１項関係様式第１号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり，適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。

２　A４版（縦使い又は，横使いいずれでも可）とする。また，複数枚になってもよい。

３　工事費内訳書は，作成日，工事番号，工事名称，商号又は名称・代表者名を記した表紙を別葉とすることができる。
　ただし，閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは，見積書を表紙として使用してはならない。

４　最下欄の見積価格は，入札（見積）書の見積金額と一致していること。

５　内訳は，各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））

６　当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価，金額欄を記入したものを添付してもよい。
　この場合，工事価格欄の摘要欄に，「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。
　なお，見積価格は，消費税相当額を含まない額とすること。

７　工事費内訳書は，積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて，「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。

８　工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち，現場労働者に関する健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。

９　工事費内訳書の記載に不備等があったときは，説明を求める場合がある。

作成例３（１／２面）

工事費内訳書作成例（予定価格３千万未満の場合のみ使用可）

作成日：　　年　月　日

工事費内訳書

（工事番号）３０－００－０００－０－００１　（工事名称）道路改良工事

（商号又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代 表 者 名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事区分　工種	金額（円）	備　考
道路改良		
道路土工	2,370,285	
排水構造物工	763,426	
石・ﾌﾞﾛｯｸ積（張）工	10,162,292	
付属物設置工	403,132	
構造物撤去工	197,165	
直接工事費計	13,896,300	A（上記計）
共通仮設費	3,113,662	B
現場管理費	4,810,014	C
一般管理費等 （契約保証費を含む。）	2,774,009	D
合　　計	24,593,985	A+B+C+D
見積価格 （入札書に記載した見積金額と一致）	24,590,000	

見積価格のうち，現場労働者に関する健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額　　円

※作成にあたっては，次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

作成例３（２／２面）

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

１　工事費内訳書は，入札（見積）書（茨城県建設工事執行規則第５条第１項関係様式第１号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり，適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。

２　Ａ４版（縦使い又は，横使いいずれでも可）とする。また，複数枚になってもよい。

３　工事費内訳書は，作成日，工事番号，工事名称，商号又は名称・代表者名を記した表紙を別葉とすることができる。
　ただし，閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは，見積書を表紙として使用してはならない。

４　最下欄の見積価格は，入札（見積）書の見積金額と一致していること。

５　１／２面の記載例による内訳書の作成は，予定価格が３，０００万円未満の場合のみ可とする。

６　工事費内訳書は，積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて，「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。

７　工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち，現場労働者に関する健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。

８　工事費内訳書の記載に不備等があったときは，説明を求める場合がある。